

# 7月23日(日)は

## 参議院議員通常選挙の

# 投票日です

### 投票時間・午前7時～午後6時

# “あなたの一票 あなたの未来”

七月二十三日に行われる参議院議員通常選挙は、私たちの将来を左右する大事な選挙です。私たちの一票の積み重ねが、政治のありかたを決め、ひいては私たちの生活にはねかえってきます。私たちの意見を国政に反映させる貴重な“一票”を、必ず投じましょう。

### 投票できる方

▽七月二十三日現在で、満二十歳になる方（昭和四十四年七月二十四日以前に生まれた方）

▽七月四日現在で、三カ月以上本市に居住している方（平成元年四月四日以前から本市に居住しており、住民基本台帳に記録されている方）

### 投票できない方

▽平成元年三月二十二日以前に他の市町村へ住所を移した方（転出した方）は、投票日まで（四カ月が過ぎてしまうため選挙人名等から抹消されるので、投票できません）

▽平成元年四月五日以降に、他市町村から本市に住所を移した方（転入した方）は、選挙人名簿に登録されないため、投票できません。

### 投票入場券

▽入場券は、七月四日以降に郵

送します。投票日当日、忘れずにご持参ください。

▽入場券に記載されている「投票所名」を確認のうえ、お間違いないよう投票所へお出かけください。

▽入場券を紛失した際は、投票日当日、投票所において再発行しますので、係員に申し出てください。

▽6月15日以降に  
市内転居された方

六月十五日以降、市役所市民課・花岡出張所・十二所出張所へ転居届を出された方市内で住所を移した方）には、市選挙管理委員会の事務処理上、転居前の住所に入場券を送付することになります。入場券に記載された投票所で、投票されるようお願いいたします。

### 不在者投票

投票日に、仕事の都合や旅行などで投票できない方、指定病



院に入院中の方、身体に重度の障害がある方は、前もって投票することができません。

とき・7月5日～7月22日

午前8時30分～午後5時（土・日曜日もできます）

ところ・市役所第二会議室

持参するもの・印鑑、入場券

▽出稼ぎ者の皆さんへ  
出稼ぎなどで他市町村にいる方は、事前に「不在者投票請求書」を市選挙管理委員会へ提出しなければなりません。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

とき・7月5日～6日  
午前8時30分～午後5時

ところ・市選挙管理委員会

### 投票所の名称が

一部変わります

今回の選挙から、次の二投票所の名称が変わりました（場所は従来どおり）ので、ご注意ください。

＜清水投票区＞  
秋田技能開発センター（旧秋田総合高等職業訓練校）

＜杉沢投票区＞  
二井田公民館麓西分館（旧麓西振興会会館）

### 選挙人名簿を縦覧

平成元年七月四日（選挙時登録）で選挙人名簿に登録する方の、住所、氏名、生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧します。

とき・7月5日～6日

午前8時30分～

午後5時

## 投票は2回

参議院議員通常選挙は、県を単位とする「選挙区選挙」と、全国を単位とする「比例代表選挙」の2つが行われます。投票用紙には、選挙区選挙では個人の名前を書きますが、比例代表選挙においては政党名を書くこととなります。よく確認してから投票しましょう。



選挙についての問い合わせ  
市選挙管理委員会  
☎49～3111（内線297）  
☎42～9900

（注）指定病院とは、市立総合病院、石田病院、秋田労災病院、東台病院、今井病院、西大館病院です。